

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社C工場にて、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで石綿ばく露作業に従事したところ、同工場を最終粉じん事業場として、昭和〇年〇月〇日付けで労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理2、PR1、F（－）、療養否」と決定され、その後、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、F（＋）、療養否」と決定され、D病院にて療養を継続していた。その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、E医院に転医し、「慢性閉塞性肺疾患」と診断され、療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院にて死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「下部食道がん」とされている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

石綿による疾病の労災認定に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(1) 被災者は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、〇年間、石綿セメント高圧管の製造業務に従事していたものであり、この間、石綿ばく露作業に従事していたことが認められ、平成〇年〇月〇日にじん肺管理区分の管理3イの決定を受けていた。

(2) 認定基準によれば、石綿との関連が明らかな疾病は、①石綿肺（石綿肺合併症を含む）、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿胸水、⑤びまん性胸膜肥厚とされているところ、被災者については、D病院F医師が不整形陰影2/2と記載しており、被災者には石綿肺に関する一定の所見があったことは間違いないものと考えられる。

しかしながら、G医師、H医師及びI医師のいずれの意見書にも、被災者にじん肺管理区分管理4に相当する石綿肺又は石綿肺に合併した疾病の所見は確認できないとされており、J医師も、胸膜肥厚斑は認めるものの、間質性肺病変を認めず、石綿に関連する疾患は認めないとしている。

この点、被災者に係るX線及びCT画像の所見についてみると、J医師は、

①平成〇年〇月〇日 E 医院撮影の胸部単純 X 線では、両側肺野胸膜面に広範に石灰化胸膜肥厚斑を認め、②平成〇年〇月〇日 D 病院撮影の胸部 C T では、石灰化胸膜肥厚斑を認めるほか、小葉中心性肺気腫の像を認めるとするも、胸膜直下の不整形陰影は認めず、また、胸膜の肥厚は胸膜肥厚斑の範囲であり、びまん性胸膜肥厚には該当しないと判断している。

以上の事実からみて、当審査会としては、被災者の石綿肺は少なくともじん肺管理区分 4 相当又は合併症にはり患しておらず、認定基準に定める要件を満たす石綿肺に当たるとは認められないものであり、また、石綿肺以外の認定基準に定める疾病にも当たらないものと判断する。

さらに、被災者が死亡する前日の E 医院の動脈血ガス測定結果においても、酸素毎分 3 リットル吸入中の状態における参考値ながら、肺泡気動脈血酸素分圧格差 (A a D O₂) は - 6 T O R R となり、著しい肺機能障害があると判定する限界値 (7 8 歳) の 4 0 . 1 8 T O R R を大きく下回っており、著しい肺機能障害の状態であったものとは認め難いところであり、上記所見と符合するものである。

(3) 被災者の直接死因について、G 医師は「下部食道がん」としており、K 医師も「食道がんとアスベストが関連するという報告もあるようだが、現時点では因果関係は明らかになっておらず、特に今回は食道扁平上皮がんではなく、食道腺がんであり、食道腺がんとアスベストの関連についての報告は確認できていない。」旨述べている。さらに、J 医師も「食道がんの発症はあるものの、石綿との関連性はいわれておらず、石綿による疾患とは考えられない。」との意見であり、当審査会としても、上記のような被災者の死亡に至るまでの肺の状態を考慮すると、これらの医師の所見は妥当であり、直接の死因たる「下部食道がん」と被災者の石綿に係る病態との間に相当因果関係があるとは判断できないものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。